

# 株式会社原通信建設



認定番号：19021

新規認定日：令和元年 11 月 5 日

## 〈達成している項目〉

28の取組項目中、**19項目**達成！

### I 実現に向けての手法・工夫

生産性向上の取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員向けの研修制度がある</li> <li>・自己啓発の取組みの支援制度がある</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請日前 1 年間に於いて、上記のうち、従業員向けの研修制度の利用の実績がある</li> </ul>
管理職へのアプローチ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・働き方改革に係る研修の受講機会を提供している</li> </ul>
従業員へのアプローチ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・働き方改革に係る研修の受講機会を提供している</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請日前 1 年間に於いて、社内の親睦を図るイベントの開催実績がある</li> </ul>

### II 分野別の取組み

#### (1) 非正規雇用の処遇改善，正規雇用の推進

非正規雇用労働者の処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職務に応じた非正規雇用労働者の賃金規程がある</li> </ul>
働き方改革に対応した人事評価・処遇	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談室の設置等の職場における各種ハラスメントの防止の措置がある</li> </ul>

#### (2) 長時間労働の是正

長時間労働の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ノー残業デー」の設定等の勤務時間の縮減を奨励する施策をとっている</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時間外労働の上司による事前承認を徹底している</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直近の事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働45時間以上の正社員が 1 人もいない</li> </ul>
年次有給休暇取得の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時間単位又は半日単位での休暇制度がある</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働者の休暇取得状況を把握している</li> </ul>
業務改善の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議時間の見直し</li> </ul>

### (3) ワーク・ライフ・バランスの確保

治療と仕事の両立の支援	・短時間勤務制度がある
介護と仕事の両立の支援	・育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児法」という。）に基づく事業主が講ずべき措置を上回る制度がある
子育てと仕事の両立の支援	・育児法に基づく事業主が講ずべき措置を上回る制度がある

### (4) ダイバーシティの推進

積極的な中途採用	・申請日前1年間に，新たに正規雇用労働者（45歳以上の者）を雇い入れた
高齢者の活躍の推進	・65歳以降の継続雇用制度がある
多様な人が多様な働き方をする職場づくりの促進	・結婚した後の旧姓使用を認める制度がある

## 〈ひとことコメント〉

新卒採用、若手採用が中々難しい現状の中、従業員のキャリアアップ、会社のレベルアップを確実なものとする為、45歳以上の方、非正規雇用労働者を積極的に採用し、社員の業務分担の見直しを図っています。従来は正規雇用、若手を長期的に雇用する体制しか整えておりませんでした。多様な働き方に対応できるように会社を再構築する事で、社員の負荷低減にも繋げる事ができております。また、講師をお招きして働き方改革に関する研修会を実施し、社員一人ひとりに働き方改革の内容を理解していただく機会を設けました。社員全体で働き方改革に取り組む事で、本当の意味での改革を実現できるよう努めております。



▲社員旅行（2018年島根）



▲社員旅行（2017年長崎）